『下書き』と日本臨床腫瘍学会見解の全文対比

- ・厚労省作成の下書き(=厚労省が書いて欲しい内容)のほとんどが学会見解に盛り込まれ、表現も酷似。
- ・マーカー部分は、明らかに下書きの表現を参考に書かれたと思われる部分。下書きのその他の部分も内容的には概ね学会見解に盛り込まれている。
- ・調査報告書は、日本臨床腫瘍学会に対する下書きの提供はなく、公表された見解に不当な影響力は及んでいないとしている。→恣意的な調査

<下書き>

<日本臨床腫瘍学会見解>

『肺がん治療薬イレッサ(の訴訟にかかる和解勧告)に対する声明文

②肺がん治療薬イレッサの訴訟について東京地裁、大阪地裁が和解 勧告を提出したとの報道がなされています。亡くなられた患者の皆様 には謹んで哀悼の意を申し上げます。

一方で、この東京地裁、大阪地裁の和解勧告については、^③イレッ サのみならず、今後の日本の医療の進展を阻むような内容が示されて おり、裁判所の判断に懸念を禁じ得ません。

①がんは、日本国民の死因別死亡率のトップを占める疾患であり、 現時点において根治可能な治療法が限られています。このため、その 治療法の開発は喫緊の国民的課題となっています。 ②特に、肺がんは ここ数年、男性における死因別死亡率の1位を占めており、画期的な 治療法が期待される分野です。 ②こういった中で、抗がん剤による治療は、手術や放射線による治療と並んでがん治療において重要な位置 づけを占め、がん患者さんや国民からの期待も高まっており、医療界 としてもがん患者さんへの治療の選択肢を増やすための取り組みに大きく関与してきました。

新薬は、その効果が期待される一方、承認直後に希に起こる重篤な 副作用などすべての情報が明らかになっているわけではありません。 しかしながら、医療のエキスパートである医師が、個々の患者さんへ の適応について十分な検討し、十分な注意を払って投与することによ り、患者さんへのアクセスを遅らせることなく、医療の進展に貢献し てきました。

今回の和解勧告においては、『市販後に判明した間質性肺炎の急激な死亡について、国は承認時から注意を喚起すべきであったとしています。仮に今後このような観点から、承認審査の時点での科学的な評価が違法性を問われ、すべての情報が明らかになるまで新薬の承認が得られないとすれば、『医薬品の開発期間がむやみに延長し、必要としているがん患者さんへのアクセスを阻害することになりかねません。もともと『抗がん剤を始め、医薬品にはリスクはあり、それを理解した上で医師は医薬品を使用しています。このような決定は『医師の医療のエキスパートとしての役割を軽んじるものであります。

イレッサにおいても、[®]国内外で現在でも使用されている評価された医薬品です。それにより恩恵を受けてきた患者さんたちがいらっしゃいます。販売されるべきものではない医薬品により発生した過去の薬害とは全く異なるものです。

裁判所の所見に従い、添付文書に記載されている内容についてまでも、違法性が議論されるならば、製薬企業も国内での新たな抗がん剤の開発を断念することになるでしょう。

[®]新たな治療法や治療薬の開発は、多くのがん患者さんにとって大きな願いです。[®]この真摯な願いを阻害しかねない今回の和解勧告について、日本医学会として懸念の声明を発します。

- 『肺がん治療薬イレッサの訴訟にかかる和解勧告に対する見解》

─ ②肺がん治療薬であるイレッサに関する訴訟で、東京地裁と大阪地裁が和解勧告を提出したという報道がなされています。お亡くなりになられた患者の皆様には、謹んで哀悼の意を申し上げます。

日本臨床腫瘍学会は、がん医療の新しい情報を紹介し、抗がん薬による治療(がん薬物療法)の専門医を育成することによってがん医療の向上を目指している学術団体です。このたびの和解勧告には、③イレッサのみならず、これからの医薬品の開発に支障をきたす可能性のある内容が含まれておりますので、当学会としての見解を述べたいと思います。

①現在、がんは日本国民の死因別死亡率がもっとも高い疾患で、現在の最新の治療をもってしてもがんに罹患した半数の方が亡くなります。②とりわけ、肺がんは近年がんによる死亡の1位を占めています。②こういった状況の中で、がん薬物療法は、手術や放射線療法と並んで全身的な治療として重要な役割を担っており、がん患者さんをはじめとして国民の皆さんから期待されています。イレッサもそういったなかで、新しい作用機序を持った肺がん治療薬として開発され、2002年販売承認、一般に使用されるようになりました。

今回の和解勧告においては、肺がんの治療薬イレッサの承認時点ですでに添付文書に副作用として間質性肺炎の注意喚起がなされていましたが、それが十分であったかどうかが問われています。すなわち、②本薬剤が市販された後に間質性肺炎による死亡例が出たことから、

©本薬剤が市販された後に間質性肺炎による死亡例が出たことから、 国は承認時よりもっと強く注意を喚起すべきであったとしています。 すべての薬剤は、薬剤承認のための臨床試験(治験)を「医薬品の

は、楽角承認のための臨床試験(行験)を「医薬品の 臨床試験の実施の基準に関する省令(GCP)」にもとづいて実施し、そ の結果を審査されたうえで承認、患者さんに使用できるようになりま す。イレッサも同様の過程を経て、『アジア諸国を中心に各国で使用 され、高い評価を受けている医薬品となっています。それにより恩恵 を受けてきた患者さんがたくさんいます。

一方、副作用に関しては、公開されている国の承認審査資料によりますと、イレッサとの因果関係を検討したうえで、間質性肺炎を副作用であると判断し、薬剤の添付文書に注意喚起がなされています。おわち、審査の過程で十分議論し、その時点での情報に基づく批判的な評価を行い、間質性肺炎がイレッサの使用による副作用であると不変性を伴います。とくに抗がん薬開発においては、多数の患者さんの了解を得て治験を実施することが困難ですので、得られた情報にて、界があります。すなわち承認後に行われた医療行為の結果についより承認時の医学的・科学的判断がそのまま常にあてはまるわけではありません。

今回の和解勧告では、承認審査の時点での科学的な評価の合理性と 薬剤添付文書における副作用の記載の仕方が問われています。本薬剤 に対する科学的な評価は、公開されている国の承認審査資料によなさ すと、本薬剤の承認審査の時点における議論のなかで、適切にななされ たと判断されます。医薬品の使用を含め、医療は科学的な分析が たと判断されます。医薬品の使用を含めためには科学的な分析がであります。そのため、問題が起きたときに、過去を振り返っしかして であります。そのため、問題が起きたときに、過去を振り返っしかして のような過程での分析が、実際に使用され蓄積さんが負うリスクを 知恵に基づく批判に留まっていては、将来の患者さんが負うリスクを 低減することには寄与しません。また、今回の裁判所の判断な、現在 でも新たな治療法を求めるがん患者さんの切実な思いがあるなかで、 ®新規の医薬品の開発および承認までの期間がさらに延長する危険を はらみ、必要としているがん患者さんの新薬へのアクセスを阻害する ことにもなりかねません。

[®]新たな治療法や治療薬の開発は、がん患者さんの大きな願いです。 また、医薬品の被害を少しでも減らすために関係者が取り組むべきで あることは、がん患者さんだけでなくがん医療に携わる医療関係者の 願いでもあります。いずれの願いに対しても、科学的に合理性を欠い た対策を取ることは避けるべきです。 しかねない今回の和解勧告について懸念を表するものであります。